

森林經營管理法に基づく經營管理権集積計画を定めた公告

森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画については、次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月11日

日置市長 永山由高



1 經營管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

日置市産業建設部農林水産課及び日置市ホームページ

3 権利の設定

本公告により、日置市に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。